

補助金チェックシート 教育部

| 番号 | 担当課    | 名称                  | 交付先                    | 補助目的区分                              | 補助期間区分    | 開始年度 | 補助目的   | 補助内容   | 補助金額(千円) |        |         | 見直し基準該当項目     | R5年度要求額(千円)                                 |        |
|----|--------|---------------------|------------------------|-------------------------------------|-----------|------|--|--|----------|--------|---------|---------------|---|--------|
|    |        |                     |                        |                                     |           |      |  |  | R2       | R3     | R4      |               |   | 説明     |
| 1  | 教育部総務課 | 保育所等整備交付金事業補助金      | 私立保育所等                 | イ 市民等が主体的に自立的に行うものであるが、行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H27  | 私立保育所等の定員増による待機児童の解消及び保育環境の改善を図る。                                      | 私立保育所等が行う施設整備事業及び防音壁整備事業に関し、国が定めるところにより、経費の一部を補助する。    | 63,108   | 18,854 | 325,737 | (1)継続するもの     | イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等   | 34,647 |
| 2  | 教育部総務課 | 次世代育成支援対策施設整備交付金補助金 | 地域子育て支援拠点事業所等          | イ 市民等が主体的に自立的に行うものであるが、行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | R4   | 次世代育成支援対策を推進することを目的とする地域子育て支援拠点事業所の環境の改善を図る。                           | 地域子育て支援拠点事業所等が行う施設整備事業に関し、国が定めるところにより、経費の一部を補助する。      | -        | -      | 22,431  | (3)休止又は減額するもの | オ 短期的又は中長期的な事業等であって、適切な終期又は更新時期の設定がされていないもの | 0      |
| 3  | 教育部総務課 | 私学振興補助金             | 学校法人藤井学園               | イ 市民等が主体的に自立的に行うものであるが、行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17  | 市内私学の教育目標の達成に寄与する。   | 図書や施設整備等の助成  | 230      | 230    | 230     | (1)継続するもの     | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業           | 230    |
| 4  | 教育部総務課 | 私学振興補助金             | 学校法人倉田学園               | イ 市民等が主体的に自立的に行うものであるが、行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17  | 市内私学の教育目標の達成に寄与する。   | 図書や施設整備等の助成  | 230      | 230    | 230     | (1)継続するもの     | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業           | 230    |
| 5  | 教育部総務課 | 勤労青年教育振興補助金         | 香川県立丸亀高等学校定時制課程        | イ 市民等が主体的に自立的に行うものであるが、行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17  | 勤労青年教育の振興を図る。  | 図書や施設整備等の助成及び各種事業参加支援                                  | 60       | 60     | 60      | (1)継続するもの     | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業           | 60     |
| 6  | 教育部総務課 | 勤労青年教育振興補助金         | 香川県立丸亀高等学校通信制課程        | イ 市民等が主体的に自立的に行うものであるが、行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17  | 勤労青年教育の振興を図る。  | 図書や施設整備等の助成及び各種事業参加支援                                  | 60       | 60     | 60      | (1)継続するもの     | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業           | 60     |
| 7  | 教育部総務課 | 丸亀市片岡給付型奨学金         | 市民等                    | イ 市民等が主体的に自立的に行うものであるが、行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | R5   | 教育の機会均等と社会に貢献し得る人材の育成を図る。  | 成績優秀だが経済的理由で修学困難な丸亀市の学生に、大学費用の一部(年額12万円)を給付する。         | -        | -      | -       | (1)継続するもの     | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業           | 840    |
| 8  | 教育部総務課 | 学校給食費等支援補助金         | 丸亀市立小・中学校に通学する児童生徒の保護者 | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの              | ウ 中長期的なもの | R5   | 子どもたちがいつでも安心して栄養のある食事が食べられる環境を整え、さらなる食育の推進を図るため                        | アレルギーや特別支援学校への進級により、丸亀市学校給食の提供を受けられない児童生徒の給食費相当額を補助する。 | -        | -      | -       | (1)継続するもの     | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業           | 6,193  |
| 9  | 学校教育課  | 学校保健会運営事業補助金        | 丸亀市学校保健会               | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの              | ウ 中長期的なもの | H17  | 学校保健会の運営を補助することにより、学校保健活動の振興と幼小中の児童生徒及び教職員の健康な学校生活及び学校教育活動の円滑な推進に寄与する。 | 総会・講演会費、幼小中学校各部会研究助成費、消耗品費に使用                          | 160      | 160    | 160     | (1)継続するもの     | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業           | 160    |

補助金チェックシート 教育部

| 番号 | 担当課             | 名称                    | 交付先             | 補助目的区分                         | 補助期間区分    | 開始年度 | 補助目的   | 補助内容   | 補助金額(千円) |       |       | 見直し基準該当項目 | R5年度要求額(千円) |
|----|-----------------|-----------------------|-----------------|--------------------------------|-----------|------|--|--|----------|-------|-------|-----------|-------------|
|    |                 |                       |                 |                                |           |      |  |  | R2       | R3    | R4    |           |             |
| 10 | 学校教育課           | 学校体育会補助金              | 丸亀市学校体育会        | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの         | ウ 中長期的なもの | H17  | 学校体育会の運営を補助し、児童の体力の増進や競技力の向上を図る。   | 選手輸送費、施設使用料、消耗品費に使用  | 0        | 0     | 0     | (1)継続するもの | 299         |
| 11 | 学校教育課           | 学校長会運営事業補助金           | 丸亀市立学校長会        | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの         | ウ 中長期的なもの | H17  | 市立学校長会の運営を補助し、小学校部会研究、中学校部会研究などを行うことで円滑な学校経営を実現し、市教育行政の充実を図る。                                | 会費@4,000円×23人と市補助金を合わせて運営小・中学校部会研究費、国際交流協会会費に使用                              | 78       | 78    | 78    | (1)継続するもの | 78          |
| 12 | 学校教育課           | 小中学校教頭会運営事業補助金        | 丸亀市立小中学校教頭会     | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの         | ウ 中長期的なもの | H17  | 市立小中学校教頭会の運営を補助し、月例の研修会や西部教育事務所管内の研修会を行うことで円滑な学校経営を実現し、市教育行政の充実を図る。                          | 会費@500円×30人と市補助金を合わせて運営研究会会場費、研修謝礼、消耗品費、通信運搬費に使用                             | 72       | 72    | 72    | (1)継続するもの | 72          |
| 13 | 学校教育課           | 入学金貸付金利子補給金           | 貸付対象者           | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの         | ウ 中長期的なもの | H17  | 高等学校等及び大学等に入学を希望する者で、経済的理由により入学金の支弁が困難な者に対し、入学金の貸付けを行うことにより、教育の機会均等を図る。                      | 丸亀市入学金貸付条例に基づき貸し付け入学金に対して発生する利子を補給する。(貸付額は高等学校等・1人につき17万円以内、大学等・1人につき35万円以内) | 12       | 11    | 14    | (1)継続するもの | 100         |
| 14 | 学校教育課           | 各種競技大会生徒派遣補助金         | 丸亀市立中学校長会       | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの         | ウ 中長期的なもの | H17  | 文化及び体育の分野で学校を代表して四国大会以上の規模のものに参加する生徒に交通費、宿泊費、器具等搬送費を補助することにより、感性と技術力および競技力の向上を図る。            | 丸亀市立学校児童生徒各種大会補助要綱<br>交通費(最小限度額)、宿泊費(要保護・準要保護生徒に実費)、器具等搬送費(実費)を補助            | 1,057    | 7,052 | 5,254 | (1)継続するもの | 4,000       |
| 15 | 学校教育課           | 丸亀市中学校運動部競技力向上対策事業補助金 | 丸亀市中学校体育連盟      | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの         | ウ 中長期的なもの | H17  | スポーツ教室や対外練習試合を行うことにより、中学校の競技力向上と指導者の養成を図る。   | スポーツ教室開催費、対外練習試合等派遣補助費、市内リーグ戦開催費、指導者養成費に使用                                   | 263      | 370   | 669   | (1)継続するもの | 1,000       |
| 16 | 学校教育課           | 丸亀市PTA連絡協議会育成補助金      | 丸亀市PTA連絡協議会     | イ 市民等が主体的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17  | 活力あるPTA活動を通して子どもの周囲の大人の資質が向上し、また、家庭・学校・地域で連携することにより、安全安心な地域社会、子どもたちを安心して育てることができるまちを作る一助となる。 | 団体の予算に基づき、欠損見込額を各コミュニティへの健全育成活動への助成  | 2,500    | 2,500 | 2,500 | (1)継続するもの | 2,500       |
| 17 | 学校教育課(少年育成センター) | 丸亀市青少年健全育成推進協議会活動運営   | 丸亀市青少年健全育成推進協議会 | イ 市民等が主体的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17  | 青少年の健全育成のためのあらゆる活動を推進し、これを市民運動へと発展させる。   | 健全育成に関する啓発活動用品およびチラシの作成  | 342      | 345   | 348   | (1)継続するもの | 350         |
| 18 | 幼保運営課           | 保護者会連合会研修補助金          | 丸亀市保育所保護者会連合会   | イ 市民等が主体的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17  | 市内の公立・私立保育所保護者会が一致協力し、相互の連携を密に図ることにより、幼児の福祉増進に努めることを目的とする。                                   | 68,000円上限  | 0        | 0     | 0     | (1)継続するもの | 68          |

補助金チェックシート 教育部

| 番号 | 担当課   | 名称                      | 交付先                                   | 補助目的区分                            | 補助期間区分    | 開始年度 | 補助目的   | 補助内容   | 補助金額(千円) |        |        | 見直し基準該当項目 | R5年度要求額(千円) |
|----|-------|-------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------|-----------|------|--|--|----------|--------|--------|-----------|-------------|
|    |       |                         |                                       |                                   |           |      |  |  | R2       | R3     | R4     |           |             |
| 19 | 幼保運営課 | こども劇場運営補助金              | 香川短期大学                                | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | R1   | 現在、市ではこども劇場に対し後援をしているが、先般、市と保育士確保のための協定を締結したことにより、香川短期大学の事業に対する助成を行い、保育士確保につなげる。 | 香川短期大学の保育士を目指す学生が保育所等の園児を招待して行う「こども劇場」を運営するために必要となる経費に対し、補助を行う。                                    | 0        | 0      | 0      | (1)継続するもの | 50          |
| 20 | 幼保運営課 | 私立保育園運営補助金              | 市内私立認可保育園、こども園、小規模保育所                 | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの            | ウ 中長期的なもの | H17  | 保育所の入所児童の処遇の向上を図ることを目的とする。   | 毎月の入所児童数×(3歳未満児110円、3歳以上児100円)×25日を四半期ごとに補助  | 47,759   | 49,602 | 49,702 | (1)継続するもの | 61,347      |
| 21 | 幼保運営課 | 補足給付費補助金(私立給食費)         | 私立保育所、こども園                            | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの            | ウ 中長期的なもの | R1   | 消費増税による子育て世帯の負担を軽減し、少子化対策を図る。  | 3歳児から5歳児に係る全ての主食費のほか、国制度で給食費が無償化とならない子どもの副食費について補助を行う。   | 54,801   | 63,289 | 66,663 | (1)継続するもの | 72,842      |
| 22 | 幼保運営課 | 保育環境改善等事業補助金            | 私立保育所、こども園、小規模保育事業所                   | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの            | イ 短期的なもの  | R2   | 保育所等において、感染症に対するより強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくことができるようにする。                  | 保育所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入やトイレ・調理場の乾式化や非接触型の蛇口の設置等(簡易なもの)、保育所等の消毒に必要となる経費を補助する。             | 7,499    | 6,000  | 12,554 | (1)継続するもの | 7,100       |
| 23 | 幼保運営課 | 障がい児保育加配保育士補助金          | 市内私立認可保育園、こども園、小規模保育事業所、新制度移行幼稚園(該当園) | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの            | ウ 中長期的なもの | H24  | 障がい児保育の推進を図るため、加配保育士を配置する私立保育園に補助金を交付する。   | 市の認めた障がい児加配保育士の実働日数×市が定める一日単価を補助基準額とする。  | 54,660   | 60,026 | 89,282 | (1)継続するもの | 94,568      |
| 24 | 幼保運営課 | 芸術家派遣事業費補助金             | 私立保育所、こども園、小規模保育事業所、幼稚園               | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの            | イ 短期的なもの  | R4   | 幼児期までに育ってほしい10の姿を育むため、教育・保育現場に新しい視点や芸術体験を行える機会を確保する。                             | 芸術分野に高い知識と経験を有する芸術家が、子どもたちと生活を共にしながら、あそびを通じた創造活動や芸術表現をサポートするための費用を補助する。                            | -        | -      | 977    | (1)継続するもの | 2,008       |
| 25 | 幼保運営課 | 私立保育園施設整備事業利子補給金        | 私立認可保育園                               | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの            | ウ 中長期的なもの | H17  | 私立認可保育園の円滑な運営を図る。  | 私立認可保育園の施設整備費償還費に対し、利子補給を行う。   | 29       | 21     | 12     | (1)継続するもの | 5           |
| 26 | 幼保運営課 | 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業補助金 | 私立保育所、こども園、小規模保育事業所、幼稚園               | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの            | ウ 中長期的なもの | R2   | 地域子ども・子育て事業において、感染症に対するより強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくことができるようにする。           | 地域子ども・子育て事業を行うものが配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入やトイレ・調理場の乾式化や非接触型の蛇口の設置等(簡易なもの)、保育所等の消毒に必要となる経費を補助する。 | 8,500    | 6,154  | 7,723  | (1)継続するもの | 8,150       |

補助金チェックシート 教育部

| 番号 | 担当課   | 名称                  | 交付先                          | 補助目的区分                                  | 補助期間区分    | 開始年度 | 補助目的   | 補助内容  | 補助金額(千円) |        |        | 見直し基準該当項目      | R5年度要求額(千円)                               |        |
|----|-------|---------------------|------------------------------|---|-----------|------|--|---|----------|--------|--------|----------------|---|--------|
|    |       |                     |                              |   |           |      |  |   | R2       | R3     | R4     |                |   |        |
| 27 | 幼保運営課 | ももちゃんくらぶ補助金         | 子育てボランティアももちゃんくらぶ            | イ 市民等が主体的に自立的に行うものであることであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17  | 未来を担う子供達を育てる大切さと、子育ての楽しさを地域の中で伝え、少子化の抑止となる活動を行うことを目的とする。 | 保育所・地域子育て支援センター・東小川児童センターなど公共施設での子育てボランティアや行事での託児など             | 40       | 40     | 40     | (1)継続するもの      | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業         | 40     |
| 28 | 幼保運営課 | 保育体制強化事業費補助金        | 私立保育所、こども園                   | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの                  | ウ 中長期的なもの | H29  | 保育士の負担を軽減し、離職防止を図る。                                      | 私立保育所等が保育士資格を持たない保育支援者を雇用するために必要な経費の一部を補助する。                    | 3,300    | 9,258  | 11,051 | (1)継続するもの      | イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等 | 15,660 |
| 29 | 幼保運営課 | 私立保育園等保育士処遇改善事業費補助金 | 私立保育所、こども園、小規模保育所            | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの                  | ウ 中長期的なもの | H30  | 保育士の処遇改善を図り、保育士の確保及び離職防止を図る。                             | 賃金上乘せを行う私立保育所等に対し、保育士一人当たり3,000円を補助する。                          | 13,089   | 12,888 | 13,434 | (1)継続するもの      | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業         | 13,320 |
| 30 | 幼保運営課 | 保育士宿舍借り上げ事業補助金      | 私立保育所、こども園、小規模保育事業所          | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの                  | ウ 中長期的なもの | R4   | 保育士の確保、及び離職防止を図る。  | 保育士用宿舍の借り上げを行う保育園等の運営事業者に対し、借り上げに係る費用の一部を補助する。                  | —        | —      | 0      | (1)継続するもの      | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業         | 3,024  |
| 31 | 幼保運営課 | 私学振興補助金             | 丸亀聖母幼稚園PTA                   | イ 市民等が主体的に自立的に行うものであることであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17  | 聖母幼稚園で教職員と保護者の連携や園児とのふれあい活動を行い、幼児教育の充実を図る。               | 私立幼稚園の教職員と保護者の連携による、よりよい保育環境の整備、幼児教育の充実を図る。                     | 3,250    | 3,257  | 3,210  | (1)継続するもの      | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業         | 3,480  |
|    |       |                     | 学校法人 聖母学園・丸亀聖母幼稚園            | イ 市民等が主体的に自立的に行うものであることであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17  | 教育機材の購入による教育活動の充実を図る。                                    | 教育基本法、学校教育法、各園の理念に従った幼児教育を行う。                                   |          |        |        |                | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業         |        |
|    |       |                     | 学校法人 丸亀城南虎岳幼稚園               | イ 市民等が主体的に自立的に行うものであることであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17  | 備品の購入等による設備の充実を図る。                                       | 学校教育法に基づく就学前児童の教育を行う。   |          |        |        |                | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業         |        |
| 32 | 幼保運営課 | 補足給付費補助金(私立給食費)     | 私立幼稚園                        | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの                  | ウ 中長期的なもの | R1   | 消費税増税による子育て世帯の負担を軽減し、少子化対策を図る。                           | 3歳児から5歳児に係る全ての主食費のほか、国制度で給食費が無償化とならない子どもの副食費について補助を行う。          | 22,265   | 20,031 | 21,258 | (1)継続するもの      | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業         | 23,224 |
| 33 | 幼保運営課 | 保育士処遇改善特例補助金        | 私立保育所、こども園、小規模保育事業所、新制度移行幼稚園 | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの                  | ア 一時的なもの  | R3   | 新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化の対応が重なる最前線において働く方々の収入をひきあげる。       | 保育士や幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提として、収入を3%程度引き上げるための補助を行う。 | —        | 8,688  | 32,269 | (2)原則として廃止するもの | オ 一時的又は短期的な事業等であって、終期が到来しているもの            | 0      |

補助金チェックシート 教育部

| 番号 | 担当課      | 名称                  | 交付先                 | 補助目的区分                             | 補助期間区分    | 開始年度 | 補助目的  | 補助内容   | 補助金額(千円) |       |       | 見直し基準該当項目      | R5年度要求額(千円)                                 |        |
|----|----------|---------------------|---------------------|------------------------------------|-----------|------|---|--|----------|-------|-------|----------------|---|--------|
|    |          |                     |                     |                                    |           |      |   |  | R2       | R3    | R4    |                |   |        |
| 34 | 文化財保存活用課 | 文化財保護協会補助金          | 丸亀市文化財保護協会          | イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17  | 文化財の保存、保護、活用に対する市民意識の高揚を図ることを目的として活動している丸亀市文化財保護協会の活動を支援し、市民の文化財保護に対する意識の一層の高揚を図る。  | 文化財の保護と周知を目的とする事業に係る経費、会員の支援及び育成並びに会員相互の協調及び連携を保つことを目的とする事業に係る経費に対し交付                        | 400      | 400   | 400   | (1)継続するもの      | 才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業           | 400    |
| 35 | 文化財保存活用課 | 岡田おどり保存会補助金         | 岡田おどり保存会            | イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17  | 市指定無形民俗文化財の適正な保存管理と活用を図る。   | 市指定無形民俗文化財の適正な保存管理と活用、後継者育成等の事業の推進を図るための経費に対し交付  | 0        | 0     | 51    | (1)継続するもの      | 才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業           | 51     |
| 36 | 文化財保存活用課 | 坂本念仏踊保存会補助金         | 飯山町坂本念仏踊保存会         | イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17  | 県指定無形民俗文化財の保存・継承活動として展開されている、公開事業、後継者育成事業を支援し、適切な保存・継承を図る。  | 県指定無形民俗文化財の保存・継承活動に対し、適切な保存・継承を推進に係る経費に対し交付。丸亀市補助金等交付規則に基づき交付                                | 180      | 180   | 280   | (1)継続するもの      | 才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業           | 180    |
| 37 | 文化財保存活用課 | 公益財団法人中津万象園保勝会補助金   | 公益財団法人中津万象園保勝会      | イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H20  | 丸亀藩の別荘として築造された大名庭園である市指定文化財中津万象園の保存及び中津万象園・丸亀美術館の公開や当該施設を活用した文化・芸術に関する事業を行うことで、市民をはじめ県内外の多くの方々に丸亀市の歴史や文化について理解を深めていただくとともに、丸亀市の文化や観光の振興に寄与することができる。 | 公益財団法人中津万象園保勝会の丸亀市市指定文化財中津万象園の保存、庭園管理等に関する事業の推進に係る経費に対し交付                                    | 5,000    | 5,000 | 5,000 | (1)継続するもの      | 才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業           | 5,000  |
| 38 | 文化財保存活用課 | 全国城跡等石垣調査整備研究会開催補助金 | 全国城跡等石垣調査整備研究会実行委員会 | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの             | ア 一時的なもの  | R2   | 史跡等の石垣修理に関わる技能者、技術者、行政担当者が一堂に会して石垣の保存活用に係わる情報・課題を共有する全国城跡等石垣調査整備研究会を丸亀城石垣崩落を受け復旧事業を進めている丸亀市で開催する。円滑な開催運営を行い、大会を有意義なものにするため、実行委員会を組織し、その費用を補助する。     | 開催経費のうち、参加者の資料代として見込まれる収入を除き、予算の範囲内において交付  | 1,022    | 12    | 1,430 | (2)原則として廃止するもの | イ 補助目的が達成された事業等                             | 0      |
| 39 | 文化財保存活用課 | 城泊事業準備補助金           | 一般財団法人丸亀市観光協会       | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの             | ア 一時的なもの  | R4   | 丸亀城三の丸にある延寿閣別館を歴史や文化を体験できる施設として整備し活用するための各種準備事業を行うとともに、市内全域への事業拡大について調査を行う。   | 令和6年度からの城泊事業運営開始に向け、建物改修設計費や、実証実験等に要する経費、市街地及び島しょ部の古民家等を活用した歴史観光まちづくり事業の検証調査に要する経費に対して補助金を交付 | -        | -     | 7,525 | (1)継続するもの      | エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等 | 13,740 |

補助金チェックシート 教育部

| 番号 | 担当課      | 名称                               | 交付先                          | 補助目的区分                             | 補助期間区分    | 開始年度 | 補助目的  | 補助内容   | 補助金額(千円) |       |       | 見直し基準該当項目 | R5年度要求額(千円)                               |       |
|----|----------|----------------------------------|------------------------------|------------------------------------|-----------|------|---|--|----------|-------|-------|-----------|---|-------|
|    |          |                                  |                              |                                    |           |      |   |  | R2       | R3    | R4    |           |   |       |
| 40 | 文化財保存活用課 | まち並保存事業費(公共事業)笠島伝統的建造物群保存修理事業補助金 | 伝建地区内の家屋等の所有者で、修理修景を行おうとするもの | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの             | ウ 中長期的なもの | H17  | 国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている笠島地区の伝統的な町並みを後世に永く伝えていくため、地区内で修理や修景を実施する事業者に対し、工事費の一部を補助する。            | 保存地区内の建造物等で伝統的町並みの景観を保存するため、国庫補助をうけて復元・修理等を行うものに対し交付建物の主屋等の工事費 補助率10分の9以内 限度額800万円等                      | 14,829   | 7,211 | 0     | (1)継続するもの | イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等 | 9,000 |
| 41 | 文化財保存活用課 | まち並保存事業費(単独事業)修理修景事業費補助金         | 伝建地区内の所有者で、修理修景を行おうとするもの     | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの             | ウ 中長期的なもの | H17  | 国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている笠島地区の伝統的な町並みを後世に永く伝えていくため、地区内で修理や修景を実施する事業者に対し、工事費や設計費、監理費の一部を補助する。    | 保存地区内の建造物等で伝統的町並みの景観を保存するため、修理・修景等を行うもののうち国庫補助の対象にならない事業に対し交付建物の主屋等の工事費 補助率10分の9以内 限度額800万円等             | 1,989    | 3,571 | 4,494 | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業         | 4,600 |
| 42 | 文化財保存活用課 | 市指定文化財保存修理事業補助金                  | 市指定文化財所有者                    | イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H19  | 市指定文化財を永く適切に保存していくために、文化財の修理や防災設備等の整備に要する費用を補助するものである。現状では緊急に修理や整備が必要であるものに対し補助金を交付し整備を進めている。 | 市指定文化財の中で緊急に修理や整備が必要であるもの、また重要性の高いものに対し交付丸亀市指定文化財保存対策事業費補助金交付要綱に基づき交付市指定有形文化財建造物 補助率10分の7以内 予算の範囲内において交付 | 0        | 1,270 | 0     | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業         | 0     |